

大阪市立長吉西中学校 P. T. A. 規約 (改正案)

昭和44. 6. 11改定
昭和46. 10. 22改定
昭和52. 5. 24改定
昭和53. 5. 30改定
平成 1. 5. 19改定
平成 4. 4. 21改定
平成 5. 6. 2改定
平成23. 2. 18改定
平成25. 5. 10改定
平成26. 12. 24改定
平成29. 2. 3改定
令和 2. 5. 8改定
令和 4. 6. 改定

第1章 名 称

- 第1条 この会は、大阪市立長吉西中学校 P T A という。
この会は、事務所を大阪市立長吉西中学校に置く。

第2章 目 的

- 第2条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。
- (1)教育水準を高めるために、会員の成人教育を盛んにする。
 - (2)家庭と学校との緊密な連絡によって、生徒を保護指導する。
 - (3)家庭と学校と社会における教育的環境をよくする。
 - (4)学校における公費の確保に協力する。
 - (5)その他、必要と認めた活動をする。

第3章 方 針

- 第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
- (1)生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
 - (2)特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
 - (3)この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - (4)この会は、自主独立のものであって、他の団体から支配・統制または干渉を受けない。
 - (5)学校の教育方針、および人事、ならびに管理には干渉しない。

第4章 会 員

- 第5条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。
- (1)この学校に在籍する生徒の保護者。
 - (2)この学校の教職員。
 - (3)この会の主旨に賛同するもので、実行委員会の承認を得たもの。
- 第6条 この会の会員は、すべて会費を納める義務を有する。

第5章 経 理

- 第7条 この会の経費は、会費・事業収入、および自発的な寄付金によって支弁される。
- 第8条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行なわれる。
- 第9条 この会の資産は、すべて第2章にあげた以外の目的のために支出、または使用してはならない。
- 第10条 この会の会費は生徒1人につき、月額300円とする。
- 第11条 この会の経理は、会計監査を経て、会員に報告されなければならない。
- 第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わることを原則とする。
- 第13条 この会の経理については、別に会則規定を定めることができる。

第6章 役員とその選挙

- 第14条 この会の役員は、次のとおりである。
- (1)会 長 1名
 - (2)副会長 5名 若干名
 - (3)会計監査委員長 1名
- 役員は、男女いずれか一方に偏してはならない。
- 役員は、他の役員または会計監査委員を兼ねることができない。
- 第15条 役員の任期は、1年とする。ただし留任を妨げない。
- 役員は、引き続き他の役員に選任されることができる。

- 第16条 役員の選挙および就任は、次のとおり行われる。
- (1)保護者代表、および教職員の代表からなる、役員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という）を次の方法によってつくる。
ア. 保護者の中から、9名の推薦委員を選出する。
イ. 教職員の中から互選により、2名の推薦委員を選出する。
ウ. 推薦委員は、男女いずれか一方に偏してはならない。
 - (2)推薦委員は、委員の中から互選により、委員長1名、副委員長2名を選出する。
 - (3)推薦委員会は、各役員別に候補者を、役員選挙の少なくとも10日前までに、候補者の同意を得て、全会員に知らせる。
 - (4)選挙を行なう総会において、一般会員から候補者の推薦をすることができる。この場合、役員選挙の少なくとも8日前までに、候補者の同意を得て、事務所まで届出なければならない。
 - (5)役員は、決算総会において選挙され承認を受ける。
 - (6)役員は、5月1日より就任する。
- 第17条 会長に欠損が生じたときは、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。
- 第18条 会長以外、役員に欠損を生じたときは、実行委員会がこれを補充する。任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 役員の資格とその任務

- 第19条 この会の目的、ならびに方針について、十分な理解をもっている会員で、公選による公職者でない者は、第6章の規定に従って役員に選挙されることができる。
- 第20条 会長は、次の職務を行なう。
- (1)会長は、この会を代表し、会務をつかさどる。
 - (2)総会、委員総会および実行委員会を招集し、会議の議長となる。
 - (3)他の役員、および校長の意見を聞いて、各委員会・特別委員会（役員候補者推薦委員会を除く）の委員長を委嘱する。
 - (4)実行委員会の承認を得て、各委員会、および特別委員会（役員候補者推薦委員会を除く）の委員を委嘱する。
 - (5)各委員会（役員候補者推薦委員会、および会計監査委員会を除く）に出席して意見をのべることができる。
 - (6)この会の資産を管理する。
- 第21条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 第22条 書記担当副会長は、次の職務を行なう。
- (1)総会、委員総会、および実行委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
 - (2)記録・通信、その他の書類を保管する。
 - (3)会長の指示に従って、この会の庶務を行なう。
- 第23条 会計担当副会長は、次の職務をおこなう。
- (1)総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
 - (2)予算の立案に協力する。
 - (3)会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
 - (4)会計監査をうけて、会員に報告する。
- 第24条 企画担当副会長は、次の職務を行なう。
- (1)この会の目的達成に必要な活動の年間計画を立案する。
 - (2)この計画に基づく諸活動を評価して、次年度の資料とする。
 - (3)実行委員会の運営を司る。
 - (4)実行委員会の親睦を図るための企画を立案する。

第8章 会計監査委員会

- 第25条 この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。

- 会計監査委員会には、委員長の外、2名の委員を置く。
- 第26条 会計監査委員長の任期ならびに選出の方法は第15条ならびに第16条に準じて行なう。会計監査委員長は、他の2名の委員を選任する。
- 第27条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年間2回以上全会員にその結果を報告する。
- 第28条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし留任を妨げない。
- 第29条 会計監査委員長は、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第9章 総 会

- 第30条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第31条 総会の定足数は、全会員の5分の1とする。決議は出席者の過半数の同意を要する。
- 第32条 実行委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったときには、会長はいつでも総会を招集する。
- 第33条 総会は、年間2回以上開催する。
- 第34条 この会の年間事業計画、および予算の審議決定ならびに決算報告の承認は総会で行なう。

第10章 実行委員会

- 第35条 実行委員会は、この会の役員、各委員会の委員長・副委員長、校長、教頭およびPTA担当の教職員をもって構成される。ただし必要に応じて各委員会より代理出席を認める。
- 第36条 実行委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 会長によって委嘱される各委員会の委員を承認する。
 - (2) 各委員によって立案された事業計画を審議検討する。
 - (3) 総会に提出する議案を調整する。
 - (4) 必要あるときは、特別委員会を設ける。
 - (5) その他、規約ならびに総会の決議に従って、この会の事務を処理する。
- 第37条 実行委員会は、必要に応じて開催する。
- 実行委員会の定足数は、委員数の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第11章 委員会、および特別委員会

- 第38条 この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案するために次の各委員会を置く。
- (1) 学級委員会
 - (2) 広報委員会
 - ~~(3) 成人教育委員会~~
 - ~~(4) 保健厚生委員会~~
 - (5) 地域委員会
 - ~~(6) 大権啓発委員会~~
- 第39条 この会の特定の目的を遂行するために、必要あるときは、特別委員会を設けることができる。
- 特別委員会は、その任務が終わるとともに、自動的に解散する。
- 特別委員会の委員長は、必要ある場合、実行委員会に出席して意見を述べるができる。
- 第40条 各委員会、および特別委員会の委員長は、他の役員および校長の意見を聞いて会長が委嘱する。委員は、委員長の選定に基づき実行委員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 第41条 各委員会の委員長、および委員の任期は、1年とする。ただし、留任を妨げない。
- 各委員会相互において、委員は他の委員を兼ねることができない。
- 第42条 学級委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) その学級の会員が、会員として義務と権利を全うするようにつとめる。
 - (2) 教育環境を、より好ましくするようにつとめる。
 - (3) 教職員と保護者、および保護者相互の連絡と親睦をはかる。
 - (4) 生徒の就職や進学について学校と協力する。
- 第43条 広報委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 会員に対し、情報を提供する。
 - (2) 地域社会に対し、この会の認識と理解を深め、進んで協力を得るようにつとめる。
 - (3) この会と同じ目的をもつ団体、または機関との連絡をはかる。
- 第44条 成人教育委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 教育水準を高めるために、会見に対し成人教育を行なう。
 - (2) 地域の社会教育を盛んにすることに協力する。

第45条 保健厚生委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 会員の保健厚生に対する理解を深める。
- (2) 学校の保健事業に協力する。
- (3) 学校の体育事業に協力し、生徒の健康増進につとめる。

第46条 地域委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 地域における会員相互の連絡と親睦をはかり、学校医との連絡につとめる。
- (2) 地域社会の環境の改善につとめる。
- (3) 生徒の郊外生活の保護善導につとめる。
- (4) この会と同じ目的をもつ地域内の関係団体・機関の活動に協力する。
- (5) 生徒の交通安全・福利厚生をはかる。

第47条 大権啓発委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 本会会員の大権啓発に必要な活動の計画を立てる。
- (2) この計画に基づき諸計画の推進につとめる。
- (3) 校区内の諸学校園PTAと協力して合同研修会を開催し、地域の大権啓発活動に寄与する。

第48条 校長は、各委員会、または特別委員会に出席して意見を述べるができる。

第49条 各委員会、および特別委員会は、その事業計画について実行委員会にはからねばならない。

第12章 委員総会

第50条 必要により、全委員会（委員総会）を開く。委員総会は、実行委員会、各委員会の全委員によって構成される。

第51条 委員総会の任務は、次のとおりである。

- (1) 総会提案事項を協議する。
- (2) 緊急を要する場合は、必要事項を審議し、決定することができる。ただし、この場合は全委員の過半数の出席を要し、その決議事項は次期総会に報告し、承認を求める。

大会等参加・出場補助規定

学校の代表として生徒または会員が、国内派遣研修、近畿大会及び全国大会等のスポーツ大会への出場、交流事業や競技会・コンクールなどに参加又は出場する場合で、役員が必要と認めたときに限り、その経費を補助することができる。

PTA 慶弔 規定

保護者、生徒

項 目	金 額	摘 要
会員の死亡	10,000円	・ 弔旗は地域委員が式場まで届ける。 ・ 会員、生徒の死亡には役員および委員が会葬する。
生徒の管理外の死亡	10,000円	
会員の同居の親の死亡	5,000円	・ 会員の同居の親の死亡には地域委員が会葬する。
生徒の管理下の死亡	相 談	
〃 重傷		
会員の住宅の災害	相 談	・ 相談は役員会で行なう。

教 職 員

項 目	金 額	摘 要
教職員の公務死、 公務中の重傷	相 談	・ PTA役員および委員が会葬する。
教職員の公務外の死亡	10,000円	
教職員の配偶者の死亡	5,000円	・ 相談は役員会で行なう。
教職員の子女の死亡	5,000円	
教職員の同居の親の死亡	5,000円	
教職員の別居の親の死亡	5,000円	
教職員の住宅の災害	相 談	